

情報 最前線

市役所への  
お問い合わせ先

- 西条市庁舎  
TEL0897-56-5151
- 東予総合支所  
TEL0898-64-2700
- 丹原総合支所  
TEL0898-68-7300
- 小松総合支所  
TEL0898-72-2111

お知らせ



3月定時登録による選挙  
人名簿新規登録者の縦覧

3月1日現在で、新たに登録される選挙人名簿の縦覧を行います。

■新規登録者

昭和61年3月2日以前に生まれた日本国民で、平成17年12月1日までに西条市の住民基本台帳に記録もしくは同日までに転入の届け出をした人で、引き続き西条市の住民基本台帳に記録されている人。

■縦覧期間

3月3日(金)～7日(火)  
8時30分～17時

■縦覧場所

市庁舎別館3階  
市選挙管理委員会事務局

バイクや軽自動車の廃車・  
譲渡手続きをお忘れなく

軽自動車税は毎年4月1日現在の所有者、または使用者に課税されます。

廃車や紛失、名義変更、住所変更の手続きは、3月中に次の受付場所まで済ませてください。4月以降に手続きをしても、その年度の軽自動車税は課税されますので、ご注意ください。

■受付場所

軽自動車検査協会愛媛事務所  
TEL089-975-7310

■二輪車(125cc超)

四国運輸局愛媛運輸支局  
TEL050-5540-2076  
原動機付自転車(125cc以下)

○市庁舎本館納税課

3月の市税ごよみ

- 税務管理係(内線2283)
- 東予総合支所税務課  
納税係 (内線122)
- 丹原総合支所税務課  
納税係 (内線261)
- 小松総合支所税務課  
納税係 (内線112)

20日 国民健康保険税第8期の督促状の発送  
※督促状1通につき100円の督促料と延滞金をいただきます。

国保の退職者医療制度の届出をお忘れなく

会社などに長年勤めた後、国民健康保険に加入された人で、厚生年金や共済年金等を受給している人とその被扶養者は、退職者医療制度に加入することになります。

加入の届出は、市庁舎本館市民課または各総合支所市民生活課で行ってください。

■対象者

次の事項すべてに該当する方(退職被保険者)とその被扶養者です。

- 国民健康保険に加入(予定含む)している人
- 老人保健制度の適用を受け

ていない人  
○厚生年金や共済年金等(国民年金は除く)に原則として20年以上の加入期間がある人、または40歳以降に10年以上加入期間がある人

■被扶養者とは

退職被保険者と同じ世帯の人で、退職被保険者本人の収入によって生計を維持されており、次の条件すべてに該当する人です。

- 退職被保険者本人の配偶者または3親等以内の親族等
- 国民健康保険に加入(予定含む)している人
- 老人保健制度の適用を受けていない人

○退職被保険者本人より年収が少なく、130万円未満(60歳以上の人は、一定の障害がある人は180万円未満)であること

■届出に必要なもの  
年金証書、国民健康保険証、印鑑

■問合せ  
市庁舎本館保険年金課  
国保係 (内線2433)

○東予総合支所市民生活課  
保険年金係 (内線153)

○丹原総合支所市民生活課  
保険年金係 (内線208)

○小松総合支所市民生活課  
保険年金係 (内線135)

小規模建築物の建築確認  
等を市が行います

4月1日から西条市が建築基準法上の限定特定行政庁になるため、左表の建築物や工物の建築確認・完了検査の事務は、市で行うこととなります。併せて、これらの建築物に対しての、住宅金融公庫融資に係る審査や建設リサイクル法に係る解体工事などの届出の受理も市で行います。

■問合せ  
市庁舎別館建築住宅課  
建築指導係(内線2752)

■市が建築確認・完了検査を行う建築物・工作物

建築物	工作物
<ul style="list-style-type: none"> <li>○その用途に供する部分の床面積の合計が100㎡以下の特殊建築物(共同住宅、マーケット、倉庫、自動車庫など)</li> <li>○2階建て以下で、延べ面積500㎡以下、高さ13m以下、軒の高さ9m以下の木造建築物(特殊建築物を除く)</li> <li>○1階建てで、延べ面積200㎡以下の非木造建築物(特殊建築物を除く)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○高さ6mを超え10m以下の煙突</li> <li>○高さ4mを超え10m以下の広告塔・広告板・装飾塔等</li> <li>○高さ2mを超え3m以下の擁壁</li> </ul>

\*工作物は市が建築確認等を行う建築物の敷地内に築造されるものに限ります。